

Press Release

平成 17 年 6 月 13 日
日本公認会計士協会
日本税理士会連合会
日本商工会議所
企業会計基準委員会
(順不同)

「中小企業の会計に関する指針」(公開草案)の公表について

コメントの募集

中小企業の会計実務に関与している民間団体である日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準設定主体である企業会計基準委員会は、学識経験者、関係省庁にもご参加いただいた上、去る 3 月 22 日に「「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置いたしました。

当委員会では、中小企業が計算書類を作成するに当たり、抛ることが望ましい会計処理や注記等を示すため、中小企業の会計に関する指針について検討を行ってまいりましたが、平成 17 年 6 月 9 日の委員会において標記の公開草案の公表が承認されました。なお、平成 18 年度内の施行を目途に立法作業が行われている会社法において、取締役と共同して計算書類の作成を行う「会計参与制度」の導入が予定されておりますが、本指針は、とりわけ会計専門家である会計参与が計算書類を作成するに当たって抛ることが適当な会計のあり方を示すものです。

本公開草案の公表は、広くコメントをいただくことを目的とするものです。コメントは、平成 17 年 7 月 8 日(金)までに、原則として電子メールにより、下記のいずれかの団体へお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを各団体のホームページ等で公開する予定があること、所属団体等及び名前が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール : sme@jicpa.or.jp 日本公認会計士協会
(お問い合わせ先 事務局 羽生 : 03-3515-1129)
sme@nichizeiren.jp 日本税理士会連合会
(お問い合わせ先 事務局 猪瀬 : 03-5435-0931)
sme@jcci.or.jp 日本商工会議所
(お問い合わせ先 産業政策部 荒井 : 03-3283-7837)
sme@asb.or.jp 企業会計基準委員会
(お問い合わせ先 湯川 : 03-5561-8442)

本公開草案の概要

総 論

■ 目的

中小企業の会計に関する指針（以下「本指針」という。）は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。

このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。とりわけ、会社法施行後における会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当である。

■ 対象

本指針の適用対象は、以下を除く株式会社とする。

- 証券取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
- 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律上の大会社（みなし大会社を含む。）及びその子会社

有限会社、合名会社又は合資会社についても、本指針に拠ることが推奨される。

■ 本指針の作成に当たっての方針

会社の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである。しかし、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる。

■ 本指針の記載範囲及び適用に当たっての留意事項

本指針はすべての項目について網羅するのではなく、主に中小企業において必要と考えられるものについて重点的に言及している。

本指針で記載されていない点については、「本指針の作成に当たっての方針」の考え方に基づくことが求められる。

各 論

各論の構成は以下のとおりである。

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| ■ 金銭債権 | ■ 退職給付債務・退職給付引当金 |
| ■ 貸倒損失・貸倒引当金 | ■ 税金費用・税金債務 |
| ■ 有価証券 | ■ 税効果会計 |
| ■ 棚卸資産 | ■ 資本・剰余金 |
| ■ 経過勘定等 | ■ 収益・費用の計上 |
| ■ 固定資産 | ■ 外貨建取引等 |
| ■ 繰延資産 | ■ 計算書類の注記 |
| ■ 金銭債務 | ■ 後発事象 |
| ■ 引当金 | ■ 決算公告と貸借対照表及び
損益計算書のひな型 |

主な各論の内容は次のとおりである。

■ 有価証券

有価証券（株式、債券、投資信託など）は、保有目的の観点から、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券の４つに分類し、原則として、それぞれの分類に応じた評価を行う。

本指針においては、売買目的有価証券とその他有価証券との区分を法人税法の規定に従って分類することも認められるものとする。

有価証券は、「売買目的有価証券」に該当する場合を除き、取得原価をもって貸借対照表価額とすることができる。

ただし、「その他有価証券」に該当する市場価格のある株式を多額に保有している場合には、当該有価証券を時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額（税効果考慮後の額）は資本の部に計上する。

市場価格のある有価証券を取得原価で貸借対照表に計上する場合であっても、時価が著しく下落したときは、将来回復の見込みがある場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は特別損失に計上する。

■ 固定資産

固定資産の減価償却は、経営状況により任意に行うことなく、定率法、定額法その他の方法に従い、每期継続して規則的な償却を行う。ただし、法人税法の規定による償却限度額をもって償却額とすることができる。

圧縮記帳は、利益処分方式により行う。ただし、国庫補助金、工事負担金等で取得した資産並びに交換、収用等及び特定の資産の買換えで交換に準ずると認められるものにより取得した資産については、直接減額方式によることができる。

予測できなかった著しい資産価値の下落があった際には、減損額を控除しなければならない。なお、当該減損額は、減損損失として損益計算書の特別損失に計上する。

減損損失の認識及びその額の算定に当たって、減損会計基準の適用による技術的困難性等を勘案し、本指針では、資産の使用状況に大幅な変更があった場合に、減損の可能性について検討することとする。

具体的には、固定資産としての機能を有していても将来使用の見込みが客観的にないこと又は固定資産の用途を転用したが採算が見込めないことのいずれかに該当し、かつ、時価が著しく下落している場合には減損損失を認識するものとする。なお、資産が相当期間遊休状態にあれば、通常、将来使用の見込みがないことと判断される。

■ 退職給付債務・退職給付引当金

確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合は、原則として簡便的方法である退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を適用できる。

中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合は、毎期の掛金を費用処理する。

退職給付引当金を計上していない場合、一時に処理することは、財政状態及び経営成績に大きな影響を与える可能性が高い。そのため、本指針適用に伴い新たな会計処理の採用により生じる影響額（適用時差異）は、通常の会計処理とは区分して、本指針適用後、10年以内の一定の年数又は従業員の平均残存勤務年数のいずれか短い年数にわたり定額法により費用処理することができる。この場合には未償却の適用時差異の金額を注記する（特則）。

■ 税効果会計

税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がない場合には、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。

繰延税金資産については、回収可能性があると判断できる金額を計上する。回収可能性の判断は、収益力に基づく課税所得の十分性に基づいて、厳格かつ慎重に行わなければならない。

以　上